

## 指定修練施設の申請資格

(一般社団法人日本消化器外科学会専門医制度規則指定修練施設認定施行細則より抜粋)

認定施設として、次の各号に定めるすべての要件を必要とする。

- (1) 資格認定委員会が定めた手術が、最近3年間に600例以上(うち、必須主要手術<sup>注1</sup>が、3年間で120例以上)行われていること。
- (2) 指導医1人のほかに、指導医若しくは専門医が1人、又は認定医2人が常勤していること。  
なお、この指導医、専門医及び認定医は、規則及び施行細則によって認定された者でなければならない。
- (3) 消化器外科の全般について修練が可能であること。
- (4) 病歴の記載及びその整理が完備していること。
- (5) 倫理委員会が設置されていること。又は倫理的問題が生じたとき、他に依頼することが可能であること。
- (6) 消化器外科に関連する課題についての教育行事(症例検討会、死因検討会等)が、定期的に行われていること。
- (7) 研究発表が最近3年間(申請の年の7月31日まで)に学術雑誌、学術集会等で3件以上行われていること。
- (8) 消化器外科専門医を目指す医師の受け入れが可能であること。
- (9) 本学会の学術集会への参加や教育講座の受講が、研修として認められていること。
- (10) 専門医申請者の診療経験に関する実地調査が可能であること。

注 1:食道癌の手術、幽門側胃切除術、胃全摘術、結腸癌の手術、直腸癌の手術、腸閉塞の手術、肝部分切除術、肝2区域以上の手術、膵頭十二指腸切除術